

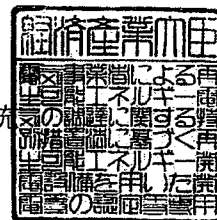
経 済 産 業 省

20140228 東北第 203 号
平成 26 年 3 月 28 日

代表取締役

殿

経済産業大臣 茂木 敏充



再生可能エネルギー発電設備の認定について(通知)

平成 26 年 2 月 7 日付けで提出があった標記申請については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電設備の認定をしたので、通知する。

記

発電設備区分	太陽光発電設備(10kW以上)
設備名称	
設備所在地	青森県 他 12 筆
発電事業者名	株式会社
設備 I D	A643047B02
発電出力	1750.0kW
認定日	平成 26 年 3 月 28 日
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・計量器を設置した後、速やかに電力量計設置報告書を、認定を受けた各地方経済産業局へ提出すること。 ・運転開始後 1 ヶ月以内に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則様式第 7 の再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報を、認定を受けた各地方経済産業局へ提出すること。なお、期限を過ぎても提出の確認ができない場合は確認の連絡を致します。また、虚偽の報告をしたことが判明した場合は認定の取り消しもあり得る点ご留意下さい。

東北電力株式会社 御中

(申込者) 住 所

名 称

代表者

系 統 連 系 申 込 書

貴社の「発電設備系統連系サービス実施要綱」、「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」を承認のうえ、以下により貴社電力系統への自家用発電設備の連系を申し込みいたします。

なお、この申込みを撤回した場合、貴社が申込みにより既に工事等に要した費用を支払うことに同意いたします。(再生可能エネルギー発電設備が経済産業省告示第139号の表の第一号および第二号に掲げる場合を除きます。)

発 電 場 所	青森県			
連 系 地 点	青森県			
申 込 内 容		現 在	今 回	
	連系 容量	常用発電設備	kW	〇〇 kW
		非常用発電設備	kW	kW
		計	kW	〇〇 kW
	アンシラリーサービス契約容量		kW	kW
発電設備の仕様については別紙のとおり。				
連 系 地 点 に お け る 電 圧	66 kV			
需 給 契 約 等 の 内 容	特別高圧電力B			
連 系 サ ー ビ ス 開 始 希 望 日	平成 〇 年 〇 月 〇 日			
支 払 先 住 所				
支 払 方 法	1. 口座振替	2. 口座振込		
連 絡 者	TEL ()			
備 考				
添 付 書 類	技術様式			

【東北電力からのお知らせ】

- ・当社はお預かりした個人情報、当社が行なう電気事業、ガス事業およびこれらに付帯関連する事業の適切な遂行のために必要な範囲で利用いたします。
- ・「連系地点」における呼称は、申込者を「甲」とし東北電力株式会社を「乙」といたします。

平成 26 年 月 日

御中

東北電力株式会社十和田営業所
所 長系 統 連 系 承 諾 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 26 年 月 日にお申込みのありました系統連系申込みにつきまして、下記の内容により承諾いたします。

なお、系統連系契約書締結までは、本書をもって連系契約成立の証としますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

発 電 場 所	青森県		
連 系 地 点	甲の構内引込第 1 柱に施設した区分開閉器の電源側接続点		
連 系 容 量 お よ び アンシラリーサービス 契 約 容 量	連 系 容 量	常用発電設備	250 kW
		非常用発電設備	0 kW
		計	250 kW
	アンシラリーサービス契約容量	0 kW	
発電設備の仕様については別紙（自家用発電設備一覧）のとおり。			
連系地点における電圧	6.0 kV		
連 系 開 始 予 定 日	平成 26 年 月 日	料 金 適 用 開 始 日	平成 26 年 月 日
技 術 検 討 結 果			
1. 別添 1「系統連系技術要件ガイドライン適合状況表」のとおり、自家用発電設備連系に必要な技術要件に適合しています。			
2. 系統連系に必要な工事概要および工事費負担金概算額は、次のとおりです。			
(1) 工 事 概 要： ・高圧引込線新設 10m			
(2) 工事費負担金概算額： 0 円 工事費負担金の請求はございません。			
そ の 他 条 件			
1. 系統連系開始日については、系統連系契約書締結までは成立しておりません。 ※その他、系統連系の基本条件および確認事項については別添 2 を参照願います。			

1. 上記に記載のない事項につきましては、当社の「発電設備系統連系サービス実施要綱」によります。

2. お申込み内容を変更された場合には、本承諾書記載内容により難しい場合があります。

(注) 連系地点における呼称は、お客さまを「甲」とし東北電力株式会社を「乙」といたします。

別添 2